

仕 様 書 (その2)

1 業務件名

防衛省共済組合三田尻支部におけるクリーニング取次店の設置及び経営

2 業務内容

クリーニングの設置及び経営の業務

3 設置場所及び使用許可面積

クリーニングの設置場所及び使用許可面積については、甲が国有財産使用許可書において許可された厚生センター内の19.73㎡とする。

4 営業日及び営業時間

(1) 営業日

原則として、年末年始休暇（12/29から1/3）を除く毎日とし、それ以外は別途協議とする。

(2) 営業時間

ア 平日：原則として10:00から20:00までとし、それ以外は別途協議する。

イ 土日祝日：原則として10:00から14:00までとし、それ以外は別途協議する。

※ 部隊の状況等により変更ある場合は、別途協議するものとする。

5 販売品目

クリーニング取次、ネーム縫付け及び補正とする。